

広報検討部会の設置について

令和 2 年 3 月 9 日
地震調査研究推進本部
政 策 委 員 会

地震調査研究の成果を着実に防災関係の政府機関、地方公共団体、民間企業等の防災・減災対策に繋げていくためには、これら各関係者とのコミュニケーションをより緊密に行い、地震調査研究推進本部への期待やニーズを踏まえた上で地震調査研究を推進することが必要である。

これらの方策を検討するため、政策委員会に広報検討部会を設置する。

1. 検討事項

- (1) 地震活動の総合的な評価に基づく広報に関すること
- (2) 地震調査研究の成果の効果的な普及方策に関すること
- (3) その他必要な事項

2. 部会の構成員等

- (1) 部会を構成する委員及び専門委員については、政策委員会委員長が別途定める。
この場合、構成員には、地震調査委員会の委員を含めるものとする。
- (2) 部会長は、部会の構成員の中から政策委員会委員長が指名する。
- (3) 部会長は、部会に専門家を招へいし、意見を聴取することができる。

3. 政策委員会と地震調査委員会との協力

政策委員会及び地震調査委員会における意見が部会の審議に反映されるよう、部会は、政策委員会及び地震調査委員会に適宜審議結果を報告するとともに、意見を聴くものとする。